

## 公立大学法人金沢美術工芸大学 第3期中期目標（素案）修正案 ※抜粋

第3期中期目標（素案）修正前	第3期中期目標（素案）修正後
<p data-bbox="120 295 1115 331"><b>第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b></p> <p data-bbox="120 391 1115 427"><b>1 教育に関する目標</b></p> <p data-bbox="120 438 1115 475"><b>(1) 教育内容等に関する目標</b></p> <p data-bbox="192 486 1115 619"><u>学部教育では、汎用的な教養と専門的な芸術の理論、技術及びその応用の教育を通じて、美術・デザイン・工芸の発展に寄与する人材を育成する。</u></p> <p data-bbox="192 630 1115 762"><u>大学院教育では、芸術に関する高度な理論、技術及びその応用の研究教育を通じて、自律的かつ継続的に研究を遂行する能力を有する高度専門職業人を養成する。</u></p> <p data-bbox="120 869 1115 906"><b>(3) 学生への支援に関する目標</b></p> <p data-bbox="192 917 1115 1050"><u>多様化する学生のニーズに対応するため、学生一人一人に寄り添った柔軟できめ細やかな学習支援、生活支援、進路支援等に取り組む。</u></p> <p data-bbox="120 1157 1115 1193"><b>(4) 入学者選抜に関する目標</b></p> <p data-bbox="192 1204 1115 1337"><u>入学者受入方針を不断に検証し、これに基づいた適切な方法により入学者選抜を実施するとともに、入学試験に関する広報活動を積極的かつ計画的に行う。</u></p>	<p data-bbox="1124 295 2119 331"><b>第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b></p> <p data-bbox="1124 391 2119 427"><b>1 教育に関する目標</b></p> <p data-bbox="1124 438 2119 475"><b>(1) 教育内容等に関する目標</b></p> <p data-bbox="1196 486 2119 619"><u>学部教育では、汎用的な教養と専門的な芸術の理論、技術及びその応用の教育を通じて、美術・デザイン・工芸の発展に寄与する人材を育成する。</u></p> <p data-bbox="1196 630 2119 762"><u>大学院教育では、芸術に関する高度な理論、技術及びその応用の教育を通じて、自律的かつ継続的に研究を遂行し情報発信する能力を有する高度専門職業人を養成する。</u></p> <p data-bbox="1124 869 2119 906"><b>(3) 学生への支援に関する目標</b></p> <p data-bbox="1196 917 2119 1050"><u>多様化する学生のニーズに対応するため、学生一人一人に寄り添った柔軟できめ細やかな学習支援、生活支援、進路支援等を推進する。</u></p> <p data-bbox="1124 1157 2119 1193"><b>(4) 入学者選抜に関する目標</b></p> <p data-bbox="1196 1204 2119 1337"><u>入学者受入方針を不断に検証し、これに基づいた適切な方法により入学者選抜を実施するとともに、学生募集に関する広報活動を積極的かつ計画的に行う。</u></p>

## 第5 その他業務運営に関する重要目標

### 2 施設設備の整備・活用等に関する目標

教育組織の改編とキャンパス移転を踏まえて施設設備を整備し、良好な教育研究環境の維持管理に努めるとともに、その有効活用を図る。

### 4 安全管理に関する目標

学生及び教職員の健康と安全を確保し、良好な教育研究環境を維持するため、災害、事故、犯罪、感染症等に対する安全管理に取り組む。

### 5 人権擁護及び法令遵守に関する目標

人権尊重、知的財産保護、研究倫理、法令遵守に関する意識向上とその徹底を図るとともに、各種ハラスメントの防止に取り組む。

## 第5 その他業務運営に関する重要目標

### 2 施設設備の整備・活用等に関する目標

教育組織の改編とキャンパス移転を踏まえて施設設備を整備し、良好な教育研究環境の維持向上に努めるとともに、その有効活用を図る。

### 4 安全管理に関する目標

学生及び教職員の健康と安全を確保し、良好な教育研究環境を維持するため、災害、事故、犯罪、感染症等の安全管理に関する取り組みを推進する。

### 5 人権擁護及び法令遵守に関する目標

人権尊重、知的財産保護、研究倫理、法令遵守に関する意識向上とその徹底を図るとともに、各種ハラスメントの防止に向けた取り組みを推進する。